

保育所移管先選定の主な項目について（例示）

移管先となる事業者を選定するにあたり、選定委員会では、下記に例示するような**選考項目**を規定し、それぞれに対して**一定の基準**を設けたうえで、審査を行う予定です。

1. 事業者に関する事項

事業者としての運営能力…安定した園運営を継続できる事業者であるかを審査します。

（例）

- （1）事業の目的・理念について
- （2）運営面（財政状況など）について
- （3）運営実績について

など

2. 保育内容に関する事項

移管に際して示す条件を遵守でき、そのうえで、保育サービスの向上を見込める事業者であるかを審査します。

（例）

- （1）保育内容の基本的事項（保育課程・行事計画等）について
- （2）安全管理について
- （3）保健・健康について
- （4）給食について
- （5）特別保育等（支援や配慮を要する児童への保育等）について
- （6）関係機関（地域・市など）や保護者との連携について
- （7）職員体制について
- （8）移管前後の引き継ぎについて
- （9）施設の整備について

など